

別表第1（第2条、第7条関係）

種 目	障がい種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	159,000円	4年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害あって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	障がい者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	便器のみ 4,450円 便器（手すり付き） 9,850円	8年
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害の者		3,000円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	オーダーメイド 38,000円 既製品 16,000円	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の者	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200円	8年
	火災警報器	障がい等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 精神保健福祉手帳を所持する者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 精神保健福祉手帳を所持する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年

	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の者で自己連続 携帯式腹膜灌流法（CAPD）による 透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 身体障がい者であって、必要と認めら れるもの	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸 引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の 身体障がい者であって、必要と認めら れる者	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う 者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世 帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
情報・意 思疎通支 援用具	携帯用会話補 助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は 肢体不自由者であって発声若しくは発 語に著しい障がいをも有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変 換する機能を有し、障がい者が容易に 使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支 援用具	視覚障害又は上肢機能障害 2級以上 の者	障がい者向けのパーソナルコンピュ ータ周辺機器やアプリケーションソフト	100,000円	5年
	点字ディス プレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障 がい者（原則として視覚障害2級以上か つ聴覚障害2級）の身体障がい者であ って、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点 字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字タイ プライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労若 しくは就学をし、又は就労が見込まれ る者に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	点字器	視覚障害の手帳所持者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,400円	7年
	視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式による 録音並びに当該方式により記録され た図書の再生が可能な製品であって、 視覚障がい者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式によ り記録された図書の再生が可能な製品 であって、視覚障がい者が容易に使用 し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当 該文字情報を暗号化した情報を読み取 り、音声信号に変換して出力する機能 を有するもので、視覚障がい者が容易 に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により 文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物 等）の上に置くことで、簡単に拡大さ れた画像（文字等）をモニターに映し 出せるもの	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の者（音声時計は、 手指の触覚に障害がある等のため触読 式時計の使用が困難な者を原則とす る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい者又は発声若しくは発語に 著しい障がいをも有する者であって、コ ミュニケーション、緊急連絡等の手段 として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音 声の代わりに、文字等により通信が可 能な機器であり、障がい者が容易に使 用できるもの	71,000円	5年

	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出者		72,203円	5年
	点字毎日	視覚障がい者	単価は1部当たりの金額とし、自己負担額は1部当たり80円とする。	400円	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	年間6タイトル又は24巻を限度とし、町長が認めた額	
排せつ管理支援用具	紙おむつ等	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快する見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等の衛生用品	12,000円	
	蓄尿袋	腹部に人工肛門又は人工膀胱を造設した者	人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	11,639円	
	蓄便袋			8,858円	
	収尿器	排尿障がい（特に失禁のある場合）	採尿器と蓄尿袋で構成され進退に固定して尿を溜めておく用具	8,500円	0.5年
	収尿器 ディスポーザブル	身体障害者手帳の1級又は2級の交付をうけた者で、その障がいまたは障がいと同じ要因において排尿障害を有し、医師の判断によりディスポーザブル方式の収尿器が必要とされている者	同上（自己導尿カテーテルも含む）	9,000円（自己導尿カテーテルのみは3,300円）	
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障がい等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	1人1回限り

- (注)
- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
 - 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
 - 3 収尿器ディスポーザブル、収尿器、紙おむつの併給は行わない。

別表第2 (第2条、第7条関係)

種 目	障がい種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他	
介護・ 訓練 支援 用具	訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
	訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として3歳以上の者に限る。)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児又は知的障がい者(以下「知的障がい児・者」という。)として判定され障がい程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(それぞれ原則として3歳以上の者に限る。)	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級であって常時介護を要するもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもの(原則として3歳以上のものに限る。)	障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	障がい児又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級のもの(原則として3歳以上の者に限る。)	介護者が重度身体障がい児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	159,000円	4年
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上のものに限る。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000円	8年
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害の者(児)		3,000円	3年

具	移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの(原則として3歳以上の者に限る。)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がいの身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有するもの 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度1級を所持するもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	オーダーメイド 38,000円 既製品 16,000円	3年
	特殊便器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(上肢障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	足踏ペダル等で温水温風を出し得るもの及び知的障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200円	8年
	火災警報器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がいの程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) 精神保健福祉手帳を所持するもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定された障がいの程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの	知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の者(原則として学齢児以上のものに限る。)	視覚障がい児が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障害2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等	透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級と記載されているもの(原則として3歳以上のものに限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年

支援用具	ネブライザー (吸入器)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(呼吸器機能障害に限る。)の程度が1級又は3級と記載されているもの、又は同程度の身体障がい児であって必要と認められるもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	障がい児が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	上記に同じ。	障がい児が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	盲人用体温計 (音声式)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用し得るもの	9,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声若しくは発語に著しい障がいを有するもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上の者	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	100,000円	5年
	点字タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として就学し、若しくは就労し、又は就労が見込まれる者に限る。)	容易に操作できるもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの または ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	点字器	視覚障がいの手帳所持者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,400円	7年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障がい(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であると記載されているもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	115,000円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は発声若しくは発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則として学齢児以上のものに限る。)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	85,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者		72,203円	5年	

	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	年間6タイトル又は24巻を限度とし、町長が認めた額	
排せつ管理支援用具	紙おむつ等	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快する見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等の衛生用品	12,000円	
	蓄尿袋	腹部に人工肛門又は人工膀胱を造設した者	人工肛門又は人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	11,639円	
	蓄便袋			8,858円	
	収尿器	排尿障害（特に失禁のある場合）	採尿器と蓄尿袋で構成され進退に固定して尿を溜めておく用具	8,500円	0.5年
	収尿器 ディスポーザブル	身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者で、その障がいまたは障がいと同じ要因において排尿障害を有し、医師の判断によりディスポーザブル方式の収尿器が必要とされている者	同上 （自己導尿カテーテルも含む）	9,000円 （自己導尿カテーテルのみは3,300円）	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障がい児であって障害程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のものに限る。）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	1人1回限り

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 収尿器ディスポーザブル、収尿器、紙おむつの併給は行わない。

別表第3 (第2条、第7条関係)

	種 目	障がい種別及び程度	性 能	基準額	耐用年数 その他
介護・訓練支援用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	90,000円	8年
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	4,450円 手すり付き 5,400円	8年
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000円	8年
	特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
	ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500円	5年
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円	1人1回限り